

登記官押印証明の取扱いの変更について

平成28年4月1日から、外務省における認証（公印確認，アポステイーユ）の際の登記官発行の証明書に対する「**登記官の押印証明**」の**添付が不要とされました。**

ただし、本年4月1日以降に発行された**登記官発行の証明書**に限ります。

なお、本年3月末日以前の登記官発行の証明書で、本年4月1日以降に外務省で認証を受けようとする場合は、従前の取扱いのとおり「**登記官の押印証明**」手続きが必要となります。

上記に関する御質問等がありましたら、静岡地方法務局総務課庶務係まで御連絡をお願いします。

静岡地方法務局総務課庶務係

電話（代表）054-254-3555